

# 表 1 産業廃棄物の種類

種類	排出限定業種	内容
燃え殻		事業活動に伴って生ずる石炭がら、灰かす、焼却残さ、炉清掃掃出物
汚泥		工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、及び製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性・無機性すべもの
廃油		鉱物性油及び動植物生油脂に係るすべての廃油
廃酸		廃硫酸、廃塩酸などすべての酸性廃液
廃アルカリ		廃ソーダ液などすべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類		合成高分子系化合物に係る固形状物及び液状物
紙くず	建設業	工作物の新築、改築、増築又は除去に伴って生じたもの（壁紙や障子など）
	パルプ・紙・紙加工品製造業	左記の事業活動に伴って生じたもの（紙、板紙等の古紙など）
	新聞業の一部、印刷出版業、製本業、印刷物加工業	
木くず	建設業	工作物の新築、改築、増築又は除去に伴って生じたもの
	木材・木製品製造業 家具製造業 パルプ製造業	左記の事業活動に伴って生じたもの
	物品賃貸業	木製のリース物品に係るもの（平成20年4月1日から）
	木材の輸入を行う商社	輸入木材に係る木くず
		貨物の流通のために使用した木製パレット（平成20年4月1日から）
繊維くず	建設業	工作物の新築、改築、増築又は除去に伴って生じたもの（畳やじゅうたんなど）
	繊維工業（衣服・その他の繊維製品製造業を除く）	左記の事業活動に伴って生じた天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・製造業、医薬品製造業、香料製造業	左記の事業活動に伴って生じたもの（小売業に直結した事業場から生じるものは一般廃棄物）
ゴムくず		天然ゴムくず
金属くず		鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くずなど
ガラスくず及び陶磁器くず		ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くず、廃石膏ボードなど
鉱さい		高炉・平炉の残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かすなど

がれき類		工作物の新築、改築、増築又は除去に伴って生じたもの（コンクリート破片、れんが破片など）
動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場	とさつ又は解体した獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）及び食鳥処理した食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）に係る固形状の廃棄物
動物のふん尿	畜産農業	左記の事業活動に伴って生じた家畜のふん尿
動物の死体	畜産農業	左記の事業活動に伴って生じた家畜の死体
ばいじん		大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設の集塵施設で補足されたダスト類
13号廃棄物		上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの（コンクリート固型化物など）
輸入された廃棄物		航行廃棄物及び携行廃棄物を除く。

## 表 2 特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容	備考	
廃油	揮発油類・灯油類・軽油類	引火点 70℃未満のもの	
廃酸		pH2.0 以下のもの	
廃アルカリ		pH12.5 以上のもの	
感染性産業廃棄物 (病院・診療所・衛生検査所・老人保健施設・感染性病原体を取り扱う研究施設)	血液等	血液、血清、血漿、体液、血液製剤	
	血液が付着した鋭利なもの	注射針、メス、試験管、シャーレ	
	病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの	実験・検査等に使用した試験管・シャーレ等	
	血液等が付着したもの	血液等が付着した手袋等 (紙くず・繊維くずは感染性一般廃棄物)	
	汚染物・その恐れのあるもの	汚染物が付着した廃プラ類。医師等により感染の危険がほとんどないと認められる場合は除く	
特定有害産業廃棄物	PCB 汚染物	PCB 付着物等	紙くず (塗布)、木くず、繊維くず、廃プラ類・金属くず (付着・封入) 汚泥、陶磁器くず・がれき類 (付着)
	指定下水汚泥	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6 価クロム、ヒ素、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン	下水道法施行令第 13 条の 2 で指定された汚泥で、左記有害物質が基準以上検出されるもの
	鉍さい	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、6 価クロム、ヒ素、セレン	
	廃石綿等	石綿建材除去事業	吹き付け石綿、建築材料 (石綿・珪藻土・パーライト保温材、石綿が飛散する恐れのある保温材)、左記除去事業用具類
		特定粉じん発生施設	左記施設で集められたもの、使用された用具類
	ばいじん	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、6 価クロム、ヒ素、セレン	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設一部と廃プラ類焼却炉から生じるもので左記有害物質が基準以上検出されるもの
	燃え殻	カドミウム、鉛、6 価クロム、ヒ素、セレン	廃棄物焼却炉の一部から生じるもので左記有害物質が基準以上検出されるもの

	廃油	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン	水質汚濁防止法で規定する特定施設の一部から生じるもので左記有害物質が基準以上検出されるもの
	汚泥	水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、ヒ素、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラ	
	廃酸	クロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-	
	廃アルカリ	ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン	